

乳がん超音波検査の実施体制と実施医療機関の要件

1 乳がん超音波検査の実施体制

以下の体制により、乳がん超音波検査の実施を検討。

1 対象者	40 歳代の希望者（年齢は J-START を基に設定）
2 検査実施方法	同時併用方式 ⇒マンモグラフィの結果を参照しながら乳がん超音波検査を行う
3 判定方式	総合判定方式 ⇒マンモグラフィの判定と超音波検査の判定を総合した判定を行う
4 精度管理 （参考：日本乳癌検 診学会 超音波にお る乳がん検診の手引 き）	○検査者 精中機構等の超音波講習会評価 B 以上に準ずる医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師。また、検査者のマンモグラフィ読影力を補助するために、マンモグラフィの読影医師又は技師の読影内容を付加する。 ○判定者 精中機構等の超音波講習会の評価 B 以上に準ずる医師。 ○総合判定者 以下の要件をすべて満たす医師を対象とする。 (1) マンモグラフィの読影医（マンモグラフィ読影講習会を終了した医師） (2) 精中機構等の超音波講習会の評価 B 以上に準ずる医師 (3) 乳腺疾患の診断に精通している医師
5 研修体制	総合判定方式の場合、検査者、判定者、総合判定者にはマンモグラフィの知識を含めた高度な判断能力が求められる。高度な能力を備えた専門職を養成するためには、専門の医師等で構成された部会を通して、研修体制を検討する必要がある。

2 実施医療機関の要件（「超音波による乳がん検診の手引き」参考）

以下の要件を満たしている医療機関とする。

(1) 札幌市乳がん検診を実施している医療機関

(2) 撮影装置

乳がん超音波検査を実施するに適格な撮影装置（探触子は乳腺または体表専用、周波数帯域 12MHz を含む、メーカー指定の耐用年数）を備えるものとする。

(3) 検査者

乳腺疾患及び乳がん超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師のいずれかが検査を行うものとする。

また、技量の担保として、精中機構が主催又は共催する研修、もしくは当該研修に準ずる研修を修了し、相応の成績を収めた医療従事者とする。